

〔貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について〕

1. 基本的視点

- (1) 貨物利用運送事業法（以下「法」という。）は、貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするることにより、貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって、利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的としており、登録、許可等に当たっては、上記目的の達成のため必要最小限度の審査にとどめ、事業者の自主的判断を尊重しつつ、公正な競争原理の導入に努めること。
- (2) 貨物利用運送事業は、物流に対するニーズを荷主等から吸い上げつつ、それを踏まえて、実運送事業者に対して運送サービスの実現を求めていくものであり、利用者の利便の増進のためには、実運送事業者の行う運送サービス自体の品質が確保されることが不可欠である。このため、法に基づく行政事務の遂行に当たっては、貨物利用運送事業の事業活動が、実運送事業の事業活動と密接な協調の下に良質な運送サービスの提供が行われるよう特に配慮しつつ、適切な処理を行うこととすること。
- (3) 貨物利用運送事業は、荷主との契約行為を内容とする事業であり、利用者の高度かつ多様なニーズにいかに応えられるかがその事業の適正な運営のポイントであるため、本事業に係る事務の処理に当たっては、特に、利用者の保護の観点に立った行政運用が図られるよう努めること。また、貨物利用運送事業者の適正な事業運営を確保するため、事業者の法令遵守状況については、特に留意しつつ、行政処理を行うこととすること。
- (4) 中小企業者が、物流をめぐる環境の変化に適確に対応し、円滑かつ安定的に事業を行うことができるよう、十分留意すること。

2. 第一種貨物利用運送事業

(1) 登録

第一種貨物利用運送事業は、荷主と運送契約を締結して運送人としての事業を行うものであり、利用者に対する運送責任を適確に果たす等運送人としての適正な事業運営が行われることが要請されるが、他の実運送事業者等のノウハウ及び施設、設備、人員等を利用して行うものであるため、貨物利用運送事業の形式的要件を満たしているかどうか、過去の犯罪歴や法への違反性、最低限必要な施設及び財産的基礎という必要最小限の客観的な要件への適合性についてのみ確認するものとする。

この場合において、利用運送に係る運送機関（以下「利用運送機関」という。）の種類ごとに、事業運営の実態、取引形態、商取引慣行等について違いがあり、それぞれ事業運営能力の特性があることから、登録の審査の具体的内容については、利用運送機関別に、それぞれの事業の特性に応じた処理方法によることとされたい。

ア) 利用運送機関の種類

鉄道貨物運送、航空貨物運送、貨物自動車運送、外航海運、内航海運とする。

イ) 別紙のAに定める要件につき確認を行うこと。なお、実運送事業者及び貨物利用運送事業者との契約を結んでおらず、利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写しがない等、貨物利用運送事業の形式的要件を満たさない申請等の処理については以下の通りとする。

(a) 申請書の記載事項の不備及び申請書に必要な添付書類が添付されていない等、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、当該申請を受理した上で、行政手続法第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めることとする。

(b) ただし、申請をすることができる事項についての申請であること、申請資格を有する者による申請であること、申請内容が真正であること等、一般的に申請の内容審査を経ないと判断できない事項については、申請書の形式的要件の不具備には該当しないため、当該申請を受理した上で、当該申請が登録拒否要件には当たらないものの、法第16条第2号に定める不正の手段による登録であり、登録の取消し要件に該当する旨を説明し、補正を求めることとする。補正に応じない場合は、別途定めるところにより、登録の取消し等、適切な処理を行うこととする。

また、役員の欠格事由につき、いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含むこととしているので、特に配慮しつつ適切な処理を行うこと。例えば、法人が欠格事由にあたるような処分を受けた際、処分の原因となった事項が発生した当時にその法人の常勤の役員であった者は、欠格事由に該当する。

ウ) 変更登録の際の手続についても、上記ア) 及びイ) に準じて行うこととする。

(2) 事業の廃止の届出

事業の全部を廃止する場合に限り適用されるものであり、一部の利用運送機関に係る事業についての廃止については、変更登録の手続きをとらせること。

(3) 承継の届出

承継をしようとする者について、当該承継が実際に行われたこと及び法第6条第1項各号のいずれにも該当しないことが確認できた場合は、当該承継に係る登録簿の変更を行うこと。

承継をしようとする者について、当該承継が実際に行われたことが確認できない場合又は法第6条第1項各号のいずれかに該当する場合は、承継はそもそもなされていないか、あるいは無効であるため、当該承継に係る登録簿の変更は行わないものとする。

3. 第二種貨物利用運送事業

(1) 許可

第二種貨物利用運送事業は、荷主と運送契約を締結して運送人としての事業を行うものであり、形態としては鉄道、航空又は海運による幹線輸送の利用運送と、当該利用運送に先行し及び後続するトラックでの貨物の集貨及び配達（トラック事業者の行う運送に係る利用運送を含む。）を一貫して行う事業である。このため、利用者に対する運送責任を適確に果たす等運送人としての適正な事業運営が行われることが要請されるものであるため、事業運営の適切性、事業遂行能力等について、適確な審査を行う必要がある。

この場合において、利用運送機関ごとに、事業運営の実態、取引形態、商取引慣行等について違いがあることは第一種貨物利用運送事業の場合と同じであり、許可の審査の具体的内容については、利用運送機関別に、それぞれの事業の特性に応じた処理方法によることとされたい。

ア) 利用運送機関の種類

鉄道貨物運送、航空貨物運送、外航海運、内航海運とする。

イ) 別紙のBに定める要件について審査を行うこと。

ウ) 法第23条第3号に掲げる基準等を勘案し、その事業に係る実運送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制を整備しているかどうかの点についても、審査を行うこと。

(2) 事業計画の変更認可等

ア) 利用運送機関の変更、追加等

利用運送機関ごとの事業特性等に応じて事業運営能力の差異があることから、新たに行おうとする利用運送機関に係る事案について、事業計画の適切性及び事業遂行能力があるか否か別紙のB-1及び2に定める要件について、審査すること。

イ) 利用運送の区域又は区間、業務の範囲

別紙のB-1について審査すること。

ウ) その他の軽微な変更の届出の受理にあたっては、最小限度の添付書類等による確認のみを行うこと。

(3) 集配事業計画の変更認可等

ア) 貨物の集配の拠点

別紙のB-3、4又は5に定める要件を具備する駅、空港又は港について、認めることとすること。

イ) 自動車を使用して行う集配営業所の位置

別紙のB-3(1)、4(1)又は5(1)に定める要件について審査すること。

ウ) 貨物の集配を自動車を使用して行う場合

(a) 集配車両

・増減車の事前届出の受理に際しては、増車に伴い、変更が必要となる

集配事業計画事項及び必要な添付書類の有無を確認すること。

- ・上記の確認の結果、車庫の収容能力の拡大等集配事業計画の変更等が必要となる場合には、事業改善命令の対象となる旨を説明し、変更手続を行う旨指導すること。

- ・増減車の事前届出に必要な添付書類を欠いている場合は、行政手続法第7条に基づき、補正の指導を行うこと。また、当該添付書類の内容が真正でないと認められる場合には、事業改善命令の対象となる旨を説明し、補正の指導を行うこと。

- ・自社集配営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該集配営業所それぞれにおける増車・減車の手続をとらせること。ただし、第二種貨物利用運送事業に係る繁忙期における集配営業所間の車両移動につき、他の通達に特別の定めがある場合は、その定めるところに従うこととする。

(b) 自動車車庫

別紙のB-4(3)又は5(4)に定める要件について審査すること。

エ)その他の軽微な変更の届出の受理にあたっては、最小限度の添付書類等による確認のみを行うこと。

(4) 事業の譲渡譲受の認可

許可基準の定めるところに準じて審査すること。

(5) 合併又は分割の認可

許可基準の定めるところに準じて審査すること。

(6) 相続の認可

許可基準の定めるところに準じて審査すること。

(7) 事業の休廃止の届出

事業の全部を休廃止する場合に限り適用されるものであり、一部の利用運送機関に係る事業についての休廃止については、事業計画の変更の手続きをとらせること。

4. 約款について

(1) 認可の処理について

法第8条及び第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、以下の点に留意の上、審査されたい。

- ① 貨物利用運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第20号）第12条及び第24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

④ 利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該利用運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。

⑤ 審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

(2) 標準約款との関係

国土交通大臣が法第8条第3項及び第26条第2項の規定に基づき標準利用運送約款を定めて公示したときは、貨物利用運送事業者は認可を受けないでこれと同一の約款を定めることができる。

5. 消費者を対象とする運賃及び料金の掲示について

貨物利用運送事業法第9条に規定する消費者を対象とする運賃及び料金（同法第18条第3項、第27条、第34条第2項、第44条第3項及び第49条の3において準用する場合を含む。）とは、宅配便・引越・霊柩等に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金とし、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

6. 団体の届出について

貨物利用運送事業を經營する者が組織する団体は、その成立の日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならないこととしている（法第53条第1項）。これには、公益法人の他、任意法人も含まれているので、地方運輸局においては、貨物利用運送事業を經營する者の組織する団体であって、当該地方運輸局の管轄区域内に主たる事務所があるものについては、届出を行うように指導されたい。

届出を受理した場合には、本省に進達すること。

7. 経過措置について

経過措置については別途課長通達をすることとするが、新法の施行に伴い、既存事業者へ十分周知を図り、遺漏なきよう努められたい。必要な場合には、経過措置の具体的適用関係がどのようなになるのかにつき既存事業者に明示することとされたい。

別紙

登録確認項目

A 第一種貨物利用運送事業

1 事業遂行に必要な施設

- ① 使用権原のある営業所、店舗を有していること。
- ② ①の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ③ 保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること。
- ④ ③の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑤ ③の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

2 財産的基礎

純資産 300 万円以上を所有していること。

3 経営主体

欠格事由に該当しないこと。

許可審査項目

B 第二種貨物利用運送事業

1 事業計画の適切性

(1) 事業の円滑な遂行

利用する運送を行う実運送事業者との間に、業務取扱契約が締結されており、貨物利用運送事業を円滑に遂行することができるものと認められること。

(2) 事業遂行に必要な施設

- ① 使用権原のある営業所、店舗を有していること。
- ② ①の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ③ 保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること。
- ④ ③の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑤ ③の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

(3) 貨物の受取を他の者に委託して行う場合

その受取業務を円滑に遂行することができるものと認められる受託者に業務委託していること。

2 事業の遂行能力

(1) 財産的基礎

純資産 300 万円以上を所有していること。

(2) 組織

- ① 事業遂行に十分な組織を有すること。

② 事業運営に関する指揮命令系統が明確であること。

(3) 経営主体

① 欠格事由に該当しないこと。

② 事業遂行に必要な法令の知識を有すること。

3 集配事業計画の適切性（集配を他の者に委託する場合）

(1) 集配営業所

① 使用権原を有すること。

② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(2) 集配事業者の体制

集配の業務の委託を受けた者が鉄道、航空又は海上貨物の集配のために必要な業務運営体制を有していること。

4 集配事業計画の適切性（貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に使用する車両と当該貨物利用運送事業の集配に使用する車両とを併用する場合（以下「併用の場合」という。））

(1) 集配営業所

① 使用権原を有すること。

② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

③ 規模が適切なものであること。

(2) 事業用自動車

① 使用権限のある車両を有していること。

② 当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

(3) 自動車車庫

貨物の集配の円滑な実施のために適切な規模を有し、かつ適切な場所に設置されていること。

5 集配事業計画の適切性（貨物自動車運送事業法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者（以下「特定二種」という。）の場合）

(1) 集配営業所

① 使用権原を有すること。

② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

③ 規模が適切なものであること。

(2) 事業用自動車

- ① 使用権原のある車両を有していること。
- ② 当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

(3) 休憩・睡眠施設

- ① 原則として、集配営業所又は車庫に併設するものであること。
- ② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5平方メートル以上の広さを有すること。
- ③ 使用権原を有するものであること。
- ④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(4) 自動車車庫

- ① 原則として集配営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合すること。
- ② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 使用権原を有するものであること。
- ⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 運行管理体制

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請書等の処理について」（平成15年国自貨第77号）別紙1－（6）に規定する要件に準じ、運行管理体制の整備がなされていること。